

NUWA ビジネスパートナープログラム規約

Ver. 2.1 (2022 年 11 月 22 日)

第 1 章 総則

第 1 条 規約の適用 NUWA ロボティクス JAPAN 株式会社(以下、「当社」といいます。)は、NUWA ビジネスパートナープログラム(以下、「本プログラム」といいます。)に関する規約(以下、「本規約」といいます。)を定め、本規約に基づきパートナーとの間で締結されるパートナープログラム契約(以下、「本契約」といいます。)に基づき、パートナープログラムを提供します。

第 2 条 規約の変更 当社は、本規約を変更することがあります。 かかる変更を実施する場合、当社は、当社のウェブサイト又は当社が別途パートナーに対して告知するものとし、当該告知が行なわれた後に継続して本プログラムの提供を受ける場合、パートナーはかかる変更に同意したものとみなします。

第 3 条 用語の定義 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- ・ **Kebbi Air**: NUWA ロボティクス JAPAN が提供するコミュニケーションロボット Kebbi Air

第 2 章 目的等

第 4 条 目的 当社とパートナーは、共同で、当社のコミュニケーションロボット **Kebbi Air**(以下、「**Kebbi Air**」 といいます。)をプラットフォームとして、パートナーの開発するソリューションと共に展開、販売を支援する事を目的とします。 そのための、当社は、関連する技術資料やコーディネーションなどのサポートを提供します。 本プログラムに登録されると、NUWA ビジネスパートナーの一員として、当社の提供するプラットフォームをよりよく活用いただくことが可能となります。 また、当社がパートナーの開発分野やソリューションが重なる事により調整が必要と判断した場合や、販売先に関する調整が必要と判断した場合には、関係当事者間で、協議・調整することがあります。

第 5 条 パートナーの種別 本プログラムのパートナーには、次の種類があります。

- ・ 開発会社として参画する開発パートナー
- ・ 販売チャネルとして参画する代理店パートナー
- ・ 代理店機能を持つ開発パートナー

第 3 章 パートナーの条件

第 6 条 参加申込み 本プログラムのパートナーになろうとするときは、本規約を承諾のうえ、当社に申込み、当社の承認を得るものとします。この場合、当社は当該申込内容を審査し、申込受付の日から 30 日以内にその結果を申込者に通知するものとし、当該通知の発送をもって本契約が成立します。

第 7 条 入会金・会費 1. 本プログラムの登録にあたっての入会金は無料とします。 2. 本プログラムの会費は無料とします。

第 8 条 パートナー資格の喪失 パートナーは退会、除名又は本プログラム提供の終了のいずれかの事由によって、その資格を失い、本契約は当然に終了するものとします。なお、パートナーがその資格を喪失した場合には、その理由の如何を問わず、当社は補償又は賠償その他金銭支出は一切いたしません。

第 9 条 退会 パートナーが本プログラムを退会しようとするときは、別途定める様式によって速やかに当社に届け出なければならないものとします。

第 10 条 除名 パートナーが次のいずれかの事由に該当するときは、当社はそのパートナーを除名することができるものとします。 1. 申込時に虚偽の事項を通知したことが判明したとき。 2. 本プログラムを故意に妨害し、又は本プログラムの名誉又は信用を毀損する行為を行ったとき。 3. 本プログラムで扱うにふさわしい製品又はサービスを提供しなくなったとき。 4. その他、当社が本プログラムへの参加が相応しくないと判断したとき。

第 11 条 提供の終了 当社は、本プログラムの提供をいつでも終了することができるものとします。ただし、終了にあたっては、終了の 30 日前までにパートナーに対し周知を行うよう、合理的な努力を行うものとします。

第 4 章 パートナープログラムの内容・権利・責務

第 12 条 当社の権利 当社は、パートナーから登録要請のあったソリューション・サービスのうち当社が適切と認めた製品・サービスを登録する権利を有することとし、当該権利には次の各号に定める販売 促進活動などが含まれるものとします。なお、パートナーから登録申請があったソリューション・サービスについて、当社が当該権利に基づく登録を拒否した場合であっても、その理由の如何を問わず、当社は補償又は賠償その他金銭支出は一切いたしません。当社は、パートナーが提供するソリューション・サービスの品質向上および本プログラムの管理を目的として、パートナーが提供開始前に当該ソリューション・サービスに対する品質確認を行うことを要求できるものとします。ただし、これらの細目については、個々にパートナーと当社との間で別途協議のうえ定めるものとします。 1. 第 23 条に反しない限りでの当社のウェブサイトへのパートナーソリューション・サービスの掲載、プレスリリース及びパートナーシップ関係にあることの表示その他合意により行う共同マーケティング活動 2. パートナーの会社名および商品名(ロゴ、登録の有無を問わない商標を含む。)を当社が使用することの許諾

第 13 条 パートナーの権利 パートナーは、次の各号に定める事項を当社と協力して行うことができるものとします。ただし、これらの細目については、個々にパートナーと当社との間で別途協議のうえ定めるものとします。 1. 共同マーケティング活動 2. 販売拡大・マーケティング支援などの資料受け取り 3. 開発などに必要となる各種技術情報の受け取り 4. 当社規定の NBP メンバーロゴの使用

第 14 条 信用等の維持 パートナーは、本プログラムの利用にあたり、当社及び Kebbi Air の信用を損なう行為を行わないように努めるものとします。

第 15 条 必要事項の通知 1. パートナー及び当社は、次の各号に定める事項について、書面(電磁的記録を含む)により相手方に通知することとします。(1) 名称、住所若しくは居所、請求書の送付先又は法人の代表者の変更 (2) その他、本プログラム運営に必要と思われる情報

第 5 章 雑則

第 16 条 非拘束 1. 当社は、パートナーが同時に他社により実施される同様のパートナー制度の会員となることを妨げないものとします。 2. 当社は、本プログラムにおいてパートナーのソリューション・サービスを必ずしも優先的に取り扱う義務を負わないものとします。

第 17 条 パートナーの権利 パートナーは、本契約に基づく権利を第三者に譲渡できないものとします。

第 18 条 販売契約 1. 当社がパートナーのソリューション・サービスを販売する場合には、別途契約を締結するものとします。 2. パートナーが当社の製品・サービスを販売する場合には、別途契約を締結するものとします。

第 19 条 秘密保持 パートナーは、本プログラムの目的実現のために、本プログラムの会員として他の会員から開示を受け、あるいは開示を受けることなく知得した有形無形の技術上、営業上、その他一切の情報を秘密保持し、本プログラムの目的実現に向けた活動以外の目的に使用してはならず、その他秘密情報の取扱い等の詳細については、必要となる場合に別途秘密保持契約を締結するものとします。

第 20 条 パートナーの地位 本プログラムはパートナーに対し、当社の代理人としての地位を与えるものではなく、パートナーは第三者に対し、当社の代理権を有する、もしくは当社の代理権を有すると誤解を与える表示を行わないものとします。

第 21 条 分離可能性 本規約のいずれかの条項が何らかの理由により無効又は執行不能とされた場合であっても、本規約の他の条項が無効又は執行不能となるものではなく、また、かかる場合には、当該規定は、有効かつ執行可能となるために必要な限度において限定的に解釈されるものとします。

第 22 条 合意管轄 本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 23 条 準拠法 本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。